

令和7年度 高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会通常総会

・日付：令和7年12月22日（月）

※書面開催

議 事 次 第

1. 協議会の創設及び事業の流れ
2. 高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会規約
3. 高知県群マネジメント実施方針
4. その他

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会の創設及び事業の流れ

【創設の背景・目的など】

技術者不足等の課題を抱える県及び市町村において、的確なインフラメンテナンスを確保するため、複数自治体のインフラを群として捉え、広域的・効率的・効果的なマネジメントの実施を目指す必要がある。

このため、公益社団法人高知県建設技術公社（以下、公社という）と連携した協議会を立ち上げ、県全体で道路メンテナンス事業等に関する調整・支援を行うこととした。

【組織・役員】

- ・会 長 高知県土木部 道路課長
- ・副会長 公 社 理事長
- ・会 員 県内市町村の道路事業担当課長

【事業内容、実施主体、流れなど】規約第4

- (1) 橋梁の点検業務（地域一括発注：公社）
 - ① 依頼書の提出（市町村⇒公社）前年度
 - ② 契約の締結（市町村⇄公社）
 - ③ 業務の発注、実施（公社）
- (2) 橋梁・トンネル・付属物の長寿命化修繕計画の策定及び更新
 - ① 依頼書及び計画の提出（市町村⇒道路課）
 - ② 確認結果の回答（道路課⇒市町村）

※長寿命化修繕計画の策定及び更新があった場合は必ず提出ください。
- (3) 橋梁・トンネル・付属物の修繕工事の発注図書作成及び施工監理業務等
 - ① 次年度予定の調査（市町村⇄公社）※前年度
 - ② 依頼書の提出（市町村⇒公社）※見積合わせ時に提出
 - ③ 契約の締結（市町村⇄公社）
 - ④ 業務の実施（公社）
- (4) 研修及び技術講習会の開催など、自治体職員の技術力向上

【新採職員研修など：公社】

 - ① 依頼（広域連合⇒公社）
 - ② 研修の実施（公社）

※人づくり広域連合からの依頼

【橋梁点検等技術講習会：道路課】

 - ① 開催案内（道路課⇒市町村）
 - ② 講習会の実施（道路課）
- (5) 道路事業の執行や技術的相談等に関すること
- (6) その他、協議会が必要と認めた事業

【協議会の年間スケジュール】

- ・5～6月頃:総会(書面開催を想定)
 - ※当年度の業務計画及び前年度実績の報告
- ・1～2月頃:次年度の公社委託予定業務の調査(公社⇒県・市町村)
- ・その他:適宜

【総会資料及び高知県群マネジメント実施方針】

- ・総会後に高知県道路課のホームページに掲載します。
 - ※URL は後日、改めて連絡します。

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 規約

(名 称)

第1条 この協議会は、高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 本協議会は、技術職員数が限られるなかでも的確なインフラメンテナンスを実施するため、複数自治体のインフラを群として捉え、広域的・効率的・効果的なマネジメントの実施を目指す。

(定 義)

第3条 本規約において橋梁・トンネル・附属物とは、地方公共団体が管理する道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う点検の対象施設をいう。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 橋梁・トンネル・附属物の点検等業務
- (2) 橋梁・トンネル・附属物の長寿命化修繕計画の策定及び更新に関すること
- (3) 橋梁・トンネル・附属物の修繕工事の発注図書作成及び施工監理業務等
- (4) 研修及び技術講習会の開催など、自治体職員の技術力向上に関すること
- (5) 道路事業の執行や技術的相談等に関すること
- (6) その他、協議会が必要と認めた事業

(組 織)

第5条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、高知県、公益社団法人高知県建設技術公社(以下、建設技術公社という)及び、高知県内の市町村で構成する。

2 構成員は別紙のとおりとする。

(役員・職務)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 協議会の会長は、高知県土木部 道路課長をもってあてる。
- 3 協議会の副会長は、建設技術公社 理事長をもってあてる。

4 会長は、協議会を代表し、その活動を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(事務局)

第7条 事務局は高知県土木部道路課に置く。

(総会)

第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長又は会長が指名した者とする。

3 総会は、会長の判断により書面にて開催することができる。

(役割分担)

第9条 協議会が実施する第4条に示す事業の役割分担は次のとおりとする。

(1) 高知県が担う事業

- ・橋梁・トンネル・付属物の長寿命化修繕計画の策定及び更新に関すること
- ・研修及び技術講習会の開催など、自治体職員の技術力向上に関すること
- ・道路事業の執行や技術的相談等に関すること

(2) 建設技術公社が担う事業

- ・橋梁・トンネル・付属物の地域一括発注を含めた点検等業務
- ・橋梁・トンネル・付属物の修繕工事の発注図書作成及び施工監理業務等
- ・市町村職員を対象とした研修

(3) その他、協議会が必要と認めた事業の役割分担は、その都度、会長が決定する。

(建設技術公社が担う事業に要する費用の負担)

第10条 第9条に規定する事業のうち、建設技術公社が担う事業については、依頼する自治体が費用を負担する。

(規則の改正)

第11条 本規約の改正等は、会長の承認により行う事ができる。ただし、軽微な改正等については、事務局で行い、会員に通知するものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度、会長と副会長が協議して定めるものとする。

附 則

本規約は、令和7年12月 22 日から施行する。

(規約第5条 別紙)

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 構成員名簿

	団体名	役職	備考
会長	高知県	土木部道路課長	事務局
副会長	公益社団法人高知県建設技術公社	理事長	
	高知市	道路整備課長	
	室戸市	建設土木課長	
	安芸市	建設課長	
	南国市	建設課長	
	土佐市	建設課長	
	須崎市	建設課長	
	宿毛市	土木課長	
	土佐清水市	まちづくり対策課長	
	四万十市	まちづくり課長	
	香南市	建設課長	
	香美市	建設課長	
	東洋町	産業建設課長	
	奈半利町	地域振興課長	
	田野町	産業建設課長	
	安田町	経済建設課長	
	北川村	経済建設課長	
	馬路村	建設課長	
	芸西村	土木環境課長	
	本山町	建設課長	
	大豊町	産業建設課長	
	土佐町	建設課長	
	大川村	むらづくり推進課長	
	いの町	土木課長	
	仁淀川町	建設課長	
	中土佐町	建設課長	
	佐川町	建設課長	
	越知町	建設課長	
	梶原町	環境整備課長	
	日高村	建設課長	
	津野町	建設課長	
	四万十町	建設課長	
	大月町	建設環境課長	
	三原村	農林業建設課長	
	黒潮町	まちづくり課長	

群マネの実施方針(高知県、市町村)

[自治体が抱える課題と群マネ導入で期待する効果]

技術者不足等の課題を抱える県及び市町村において、的確なインフラメンテナンスを確保するため、複数自治体のインフラを群として捉え、広域的・効率的・効果的なマネジメントの実施を目指す。 【取り組みの軸】1. 建設技術公社を活用した県と市町村の連携
2. 技術力向上等を目的とした講習会の開催

『高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会の創設』

[実施内容]

(1) 業務のマネジメント戦略

① 対象範囲(インフラ分野×業務プロセス)

業務プロセス インフラ分野	日常維持管理業務		構造物の定期点検関連等			
	窓口業務	維持作業	計画策定	点検	設計	工事
道路			橋梁	橋梁	橋梁	橋梁
			トンネル	トンネル	トンネル	トンネル
			道路附属物	道路附属物	道路附属物	道路附属物
			舗装	舗装	舗装	舗装
					道路構造物	道路構造物
河川			河川構造物	河川構造物	河川構造物	河川構造物
公園			遊具	遊具	遊具	遊具
上水道 下水道			管路施設	管路施設	管路施設	管路施設
その他			港湾・海岸	港湾・海岸	港湾・海岸	港湾・海岸

※協議会が実施する事業や対象施設は今後の状況を踏まえて随時変更

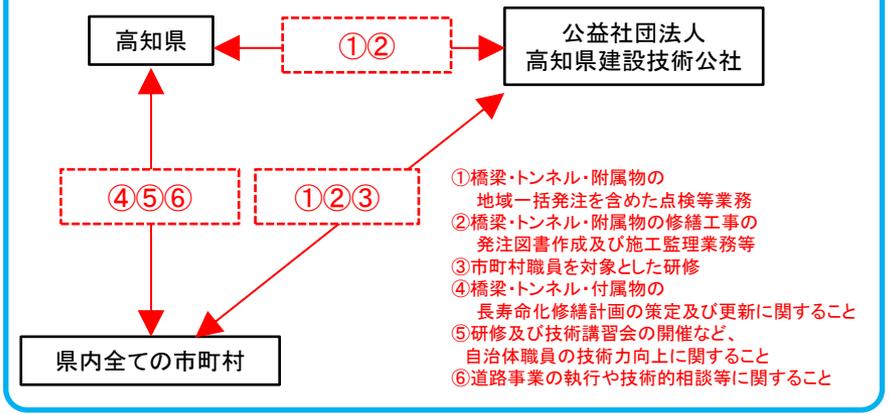
R7年度(高知県、34市町村)、R8年度(高知県、34市町村)

② 発注方式等

- 契約期間の複数年化 : 有・**無**
- 性能規定の導入 : 有・**無**

(2) 自治体の束(広域連携)×(垂直連携)

『高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会』



- 地方自治法上の共同処理制度の適用: 有・**無**
- 連携協力道路制度の活用: 有・**無**

(3) 技術者連携、データ連携

① 技術者連携の具体メニュー

- ⇒ 道路橋等の定期点検に関する技術講習会を実施(年1回(初級・中級コース))
(対象: 高知県職員、市町村職員)
- ⇒ 新規採用職員研修
(対象: 市町村職員)

② データ連携の具体メニュー

- ⇒ 特になし